

日行連発第 1262 号
平成 26 年 1 月 29 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会 長 北 山 孝 次
第一業務部
部 長 矢 野 浩 司

自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）の運用に関する細目について

今般、警察庁より、「自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）の運用に関する細目について」（平成 26 年 1 月 20 日付、警察庁丁規発第 6 号）の通達が出されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当該通達が出されたことにより、「行政書士法施行規則の一部改正について（通達）」（平成 17 年 12 月 21 日付、警察庁丁規発第 71 号）及び「OSS を利用した自動車保管場所証明に係る申請に対する自動車保管場所標章の交付方法について」（平成 22 年 5 月 21 日付、警察庁丁規発第 29 号）は廃止されております。

警察庁交通局交通規制課によりますと、当該通知は、庁内の各種通達書類等の統合整理を行う目的で出されたものであり、廃止された通達等に基づく従前の現場の取り扱いの主旨を変えるものではないとのことでしたので、ご承知置きください。

各単位会におかれましては、所属会員への周知等についてご協力いただけますようお願いいたします。

なお、当該情報については、日行連会員ホームページにも掲載を予定しております。

記

【別添】

「自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）の運用に関する細目について」（平成 26 年 1 月 20 日付、警察庁丁規発第 6 号）

【警察庁ホームページ】

<http://www.npa.go.jp/pdc/notification/koutuu/kisei/kisei20140120.pdf>

以 上

原議保存期間	5年（平成31年3月31日）
有効期間	一種（平成31年3月31日）

警 視 庁 交 通 部 長
各道府県警察（方面）本部長 殿
（参考送付先）
各管区警察局広域調整（総務監察・広域調整）部長

警 察 庁 丁 規 発 第 6 号
平 成 2 6 年 1 月 2 0 日
警察庁交通局交通規制課長

自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）の運用に関する細目について

自動車保有関係手続のワンストップサービス（以下「OSS」という。）の運用に関する細目については下記のとおりであるので遺憾のないようにされたい。

なお、「行政書士法施行規則の一部改正について（通達）」（平成17年12月21日付け警察庁丁規発第71号）及び「OSSを利用した自動車保管場所証明に係る申請に対する自動車保管場所標章の交付方法について」（平成22年5月21日付け警察庁丁規発第29号）は廃止する。

記

1 車台番号照会について

(1) 登録情報処理機関に対する車台番号照会のタイミング

OSSシステムを用いた、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項ただし書に規定する申請（以下「通知申請」という。）では、車台番号が確定していない場合には、申請者は、車台番号に代わるものとして、自動車販売店から提供される固有の番号（車両特定番号）を用いて申請することが可能であり、当該申請に係る場所の位置を管轄する警察署長（以下「警察署長」という。）は、当該申請に係る審査の過程において、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第6章の2に規定する登録情報処理機関に対し、当該車両特定番号をもとに車台番号を照会することとなる。車台番号については、申請後の任意の時期に登録情報処理機関に提供され、登録情報処理機関は、その提供を受けて、警察署長からの照会に回答することとなるが、当該申請に対する審査期間を短縮するため、当該照会にあつては、当該申請に係るすべての補正が終わった時点で行うこととされたい。

なお、OSSシステムでは、申請に係る補正指導と登録情報処理機関に対する車台番号照会を同時に行うことはできないので、注意されたい。

(2) 車台番号照会期間及び補正可能期間を超過した場合の扱い

登録情報処理機関に対する車台番号の照会期間は、登録情報処理機関側のシステムの設定上、登録情報処理機関において検索が開始された日から30日間（土日、

祝祭日を含む。)とされており、また、通知申請に係る補正可能期間は、OSSシステムの設定上、申請に係る補正指導が行われた日の翌日から5日間(土日、祝祭日、年末年始を除く。)とされている。

行政手続法(平成5年法律第88号)第7条によれば、申請が到達した行政庁は、申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請によって求められた許認可等を拒否しなければならないこととされている。この点について、通知申請においても、上記の期間内に、車台番号の照会を行い、又は申請の補正を求めることとなるが、これらの期間内に、車台番号について回答が得られない(登録情報処理機関に車両特定番号に対応する車台番号が提供されない。)又は申請者からの補正がなされない場合は、申請の形式上の要件に適合しない申請として、当該申請を却下することとなる。

2 代理人によるOSSに係る申請における申請者本人と代理人との委任関係の確認に関する受付機能について

(1) 住民基本台帳カード又は商業登記電子証明書によるOSSに係る申請データの受付機能

OSSのインターフェイスシステム(以下「インターフェイス」という。)における申請受付時に、住民基本台帳カード又は商業登記電子証明書(以下「住基カード等」という。)を使用することにより申請データに付された電子署名の検証及び申請データと委任状データの突合を行っている。

(2) 印鑑証明書等によるOSSに係る申請データの受付機能

印鑑証明書等によるOSSに係る申請では、申請者は住基カード等を使用せずに申請を行うこととなるため、インターフェイスにおける電子署名の検証等の作業に代えて、代理人が国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方運輸支局長、運輸管理部長若しくは運輸支局長(以下「国土交通大臣等」という。)に当該申請に係る印鑑証明書等を持参し、当該国土交通大臣等がその原本を確認し、申請者本人と代理人との委任関係を確認した上で、委任関係を有効と判断したものについては、国土交通大臣等の決裁の後「当該申請の委任関係を確認した」旨の電文をインターフェイスに送信することとなる。インターフェイスにおいて、受理した上記電文に係る申請データのみについて、保管場所証明を含むその後の手続に進めることとなるものである。

(3) 印鑑証明書等によるOSSに係る申請データの受付機能に関する留意事項

上記(2)に記載した国土交通大臣等からインターフェイスへの電文の送信等の手続については、国土交通大臣等から警察署長への情報の通知として取り扱うものとし、その細部については、国土交通省自動車交通局技術安全部自動車情報課長と警察庁交通局交通規制課長の間で申合せを行っているので、参照すること(別添1参照)。

3 一括申請機能について

OSSにより大量に申請を行う必要があるため一括申請を行おうとする者は、当該機能の使用等に関する利用規約への同意を行い、OSSのシステム管理者の承認を得て、当該申請者が申請に用いるシステムからインターフェイスに対して申請データを一括して申請するために必要なプログラム、ID及びパスワードを取得する。当該申請者は、上記プログラムをシステムに組込むことにより、大量の申請データの送信・処理進捗状況の確認作業の自動化が可能となるものである。

なお、上記プログラムを利用した申請は、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）第2条第2項の内容を充足するものである。

4 本部標章交付機能について

本部標章交付機能は、OSSシステムを利用した保管場所標章の交付の申請（以下「標章交付申請」という。）の際に、OSS申請画面で標章受領場所を警察本部とするか、警察署とするかを申請者等が選択することで、警察署に加えて、警察本部においても保管場所標章（以下「標章」という。）を交付できる仕組みであるので、導入に当たっては、以下の点に留意すること。

- (1) 大量の標章交付申請を取り扱う各都府県自動車販売協会（以下「協会」という。）等を申請代理人とするものについては、あらかじめ協会等と協議の上、一定期間中の申請に係る標章を定期的に一括して警察本部で交付することができる仕組みとし、当該仕組みについて協会等と文書で確認すること（別添2参照）。
- (2) 警察本部で標章を交付する場合についても、標章の交付日時及び交付先を記録し、受領者から受領印を受けるなど、交付事実を記録化するための措置を講ずること。

5 保管場所証明事務を行う警察署に対する指導事項

(1) 通知申請の有無等の確認の励行

通知申請の有無の確認を1日に複数回行い、申請が長時間放置されることのないよう努めるとともに、車台番号が確定していない車両に係る申請について登録情報処理機関に車台番号を照会した場合、回答の有無について定期的に確認する等、事務の進捗状況をこまめに確認し、無用な処理期間の遅滞がないよう努めること。

(2) 通知申請の迅速な処理

通知申請を認知したときは、現地調査員に対する速やかな引継ぎを行い、決裁終了後は当日のうちに当該運輸支局への通知の手続を行うなど可能な限り迅速に処理し、通知申請の処理期間の短縮に努めること。

(3) 本部による処理状況の点検及び巡回指導の実施

本部主管課は、本部に設置してある端末を用い定期的に通知申請の処理進捗状況を確認し、処理の遅滞を発見した場合は、所轄警察署に対し必要な指示を行う

こと。また、各署に対し定期的に巡回を行い、保管場所証明事務担当者に対して教養を徹底し、通知申請の処理手続について習熟を図るとともに、申請の処理手続が適正に行われていること等を確認し、必要に応じ是正指導を行うこと。

6 OSSの運用における行政書士法及び行政書士法施行規則に関する留意事項

行政書士法（昭和26年法律第4号）第19条第1項ただし書により、「定型的かつ容易に行えるものとして総務省令の定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者」が電磁的記録を作成する場合については、業として行政書士法第1条の2に規定する業務を行うことができるところ、行政書士法施行規則第20条第2項の規定により、行政書士法第19条第1項ただし書に規定する総務省令で定める者は、社団法人日本自動車販売協会連合会（以下「自販連」という。）とされている。

行政書士法施行規則第20条第1項の規定により、通知申請の手続において、自販連が業として行うことができるのは、自動車保管場所証明申請書に記載すべき事項の入力に限られ、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第1条第2項各号に掲げる書面（使用権原疎明書面、所在図及び配置図。以下「使用権原疎明書面等」という。）に係る電磁的記録の作成を業として行うことはできない。したがって、これを業として行った場合は行政書士法違反となることから、各都道府県警察にあっては、各自販連支部、自販連会員ディーラー及び系列販売協会に対し、法令の遵守が図られるよう所要の指導等を行うこと。

なお、行政書士法及び行政書士法施行規則に照らし、通知申請を行おうとする場合における以下の行為について、総務省令で定める者が他人の依頼を受け報酬を得て行うことができるのか否かについて、総務省自治行政局行政課に照会したところ、それぞれ次のとおり回答があったので、各自販連支部、自販連会員ディーラー及び系列販売協会に対して指導等を行う際の参考とされたい。

- (1) 電子計算機用ソフトウェアを使用して、使用権原疎明書面等に係る電磁的記録を作成する行為（(2)の行為を除く。）

この行為は、行政書士法第1条の2に規定する業務に該当し、かつ、行政書士法施行規則第20条に定める手続にも含まれないことから、総務省令で定める者が他人の依頼を受け報酬を得て行うことはできない。

- (2) 画像データに変換されて警察署長に送信される使用権原疎明書面等であって既に作成されているものについて、これをスキャナーで読み取る行為

この行為は、行政書士法第1条の2に規定する電磁的記録を作成する業務に該当しないため、総務省令で定める者が他人の依頼を受け報酬を得て行うことができる。

なお、総務省令で定める者以外の者が行う場合でも法上の問題を生じない。

- (3) 既に作成されている使用権原疎明書面等に係る電磁的記録を読み取り又は送信を受け（読み取りをし又は送信を受ける電子情報処理組織の端末におけるプログ

ラムが自動的に行うデータ変換、並び替え、画面上の配置を含む。) した上、そのままOSSシステムを用いて警察署長に送信する行為
(2)に同じ。

～ 別添省略